平成２３年（フ）第７８号
山口県宇部市大字東岐波1178番地15、旧住所山口県宇部市大字東岐波4888番地15
債務者　松本　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２７号
高知県高岡郡佐川町中組834番地１
債務者　大﨑都志男
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２８号
高知県高岡郡佐川町中組834番地１
債務者　大﨑　保子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２５８号
沖縄県浦添市城間１丁目９番15号仲村アパート２Ａ
債務者　松島　行彦
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２５号
北海道滝川市明神町４丁目９番25号
債務者　岡本　貴子（旧姓関川）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
北海道滝川市栄町２丁目９番29―1503号駅前団地さかえ
債務者　安田　雅人
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
北海道芦別市上芦別町520番地メイプルハイツ202号
債務者　一関　鋼一
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
北海道滝川市本町５丁目４番23号アサヒハイツⅡ202号室
債務者　豊岡　　香
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
岩手県北上市下鬼柳16地割16番地２
債務者　及川カツ子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３１６号
新潟市西区寺尾上１丁目１番30号　コーポくわばら１号、前住所新潟市西蒲区中之口1694番地29
債務者　小野　正之
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５７号
愛知県一宮市瀬部字川原99番地　Ｓｔｅｌｌａ２ｎｄ．102号
債務者　野村芙美子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２６８号
愛知県一宮市浅井町河端字吹26番地
債務者　洞口　忠善
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７７号
愛知県一宮市冨田字南新田1390番地　冨田団地１棟302号
債務者　ビルギ美加（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２２８号
香川県高松市香西本町140番地１　阿部ロイヤルハイツ102号室、住民票上の住所香川県綾歌郡宇多津町2628番地254
債務者　原　　英子（旧姓内久保）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５０号
香川県高松市屋島西町2311番地　県住10―201
債務者　熊野　幸三
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５１号
香川県高松市屋島西町2311番地　県住10―201
債務者　熊野　史子（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係